

事務連絡
令和3年9月29日

各社会福祉法人理事長 殿
各社会福祉施設等管理者 殿

徳島県保健福祉部保健福祉政策課長
(公 印 省 略)

令和3年台風16号について（依頼）

日頃は、本県の保健福祉行政の推進に御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。
台風16号は10月1日頃に伊豆諸島にかなり接近するおそれがあります。台風
の進路によっては伊豆諸島だけでなく、東日本と北日本の太平洋側への影響が
大きくなると予測されています。また、西日本から北日本の太平洋側では30日
から10月2日頃にかけて、うねりを伴って大しけとなるところがある見込みと
なっています。

つきましては、貴法人が運営する社会福祉施設等におかれましては、利用者・
職員の安全を確保する観点から、最新の気象情報に十分留意しつつ、自治体から
発令される避難情報に特に注意して、防災対策を講じるとともに、必要な行動を
とってくださいますようお願いいたします。

また、停電発生のおそれもありますので、長期停電に備えて、非常用電源が正
常に動作するか点検する、非常用電源の燃料や必要物資を確保しておく等、事前
の備えに万全を期してください。

なお、貴施設において被害が発生した場合、状況を把握する必要がありますの
で、下記の報告対象事案が発生した場合、電話・FAX等により速やかに報告し
てください。被害等がない場合は報告の必要はありません。

1 報告の対象

- (1) 避難した場合（「他施設等への避難」、施設上階への「垂直避難」含む）
- (2) 入所者の方や職員等が被害を受けた場合（人的被害）
- (3) 貴施設が何らかの被害を受けた場合（建物・設備被害）
- (4) その他施設の運営に重大な支障を来す事象が発生した場合

2 報告の方法

- (1) 各社会福祉施設等は、地震や風水害等により、報告の対象となる事案が
発生した場合、所管する県又は市町村の担当課へ、電話、FAX、災害時
情報共有システム等で、速やかに報告する。

※「災害時情報共有システム」とは、厚生労働省から令和3年4月15日
付けで発出された「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握

等について」において、示されています。災害発生時には被災状況報告を依頼するメール送付があります。利用できない施設に関しましては、電話、FAX等で報告してください。

※報告事項は、別紙様式「被災状況報告」を参考にしてください。

※被災状況を把握した時点で、随時報告してください。

※「徳島県災害時情報共有システム」が使用できる場合は、本システムを御活用ください。

- (2) 市町村は、所管する社会福祉施設等から報告を受理した場合、速やかに県の担当課へ報告する。
- (3) 県は、市町村及び社会福祉施設等から報告のあった事項について集約し、必要に応じて国へ報告する。(取りまとめ担当課：保健福祉政策課)

担当 保健福祉政策課
地域共生・援護担当 高橋
電 話 (088)621-2938
ファクシミリ (088)621-2839